

申告書は、国税庁ホームページで作成できます!

作成コーナー

検索

給与所得者の(特定増改築等)住宅借入金等特別控除用の記載例

(この記載例は、給与所得について年末調整を受けた方が、(特定増改築等)住宅借入金等特別控除を受ける場合の申告書の書き方の例です。他に申告する所得のある方や(特定増改築等)住宅借入金等特別控除以外の各種控除額が年末調整を受けたものと異なる方は、『確定申告の手引き 確定申告書A用』又は『確定申告の手引き 確定申告書B用』を参照してください。また、住宅借入金等特別控除に関する詳しいことは、『住宅借入金等特別控除を受けられる方へ』を参照してください。なお、家屋にバリアフリー改修工事、省エネ改修工事又は同居改修工事を含む増改築等をした場合には、『特定増改築等住宅借入金等特別控除を受けられる方へ』も参照してください。
※ この記載例では、『平成29年分(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算明細書』を『計算明細書』と表記しています。

【設例】

- 青色の番号を付した金額などを申告書と同じ番号を付した欄に転記します。

平成29年分 給与所得の源泉徴収票

支払を受ける者 住所 〇〇市△△町×-××-×	受給者 住所 〇〇市△△町×-××-×	職業 営業課長	氏名 国税太郎
給与 6,800,000	給与所得控除後の金額 4,920,000	所得控除の額の合計額 2,508,484	源泉徴収税額 146,600
控除対象配偶者の有無等 有	配偶者特別控除の額 1,000,000	控除対象扶養親族の人数 1	扶養親族の控除額 1,000,000
社会保険料等の金額 1,053	生命保険料の控除額 484	地震保険料の控除額 40	住宅借入金等特別控除の額 000
控除対象配偶者の氏名 国税 春子	控除対象扶養親族の氏名 国税 春子	控除対象扶養親族の職業 主婦	控除対象扶養親族の生年月日 平成29年10月31日
控除対象配偶者の住所 〇〇市△△町×-××-×	控除対象扶養親族の住所 〇〇市△△町×-××-×	控除対象扶養親族の生年月日 平成29年10月31日	増改築等をした部分に係る事項 増改築等の費用の額 1,000,000
控除対象配偶者の氏名 国税 一郎	控除対象扶養親族の氏名 国税 梅子	控除対象扶養親族の職業 主婦	増改築等の費用の額 1,000,000
控除対象配偶者の住所 〇〇市△△町×-××-×	控除対象扶養親族の住所 〇〇市△△町×-××-×	控除対象扶養親族の生年月日 平成29年10月31日	増改築等の費用の額 1,000,000
控除対象配偶者の氏名 国税 一郎	控除対象扶養親族の氏名 国税 梅子	控除対象扶養親族の職業 主婦	増改築等の費用の額 1,000,000

- 「給与所得の源泉徴収票」は、原本を添付書類台紙などに貼って申告書と一緒に提出しなければなりません。

平成29年分(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算明細書 FA4021

○ この明細書は、(特定増改築等)住宅借入金等特別控除の適用を受ける場合に使用します。

1 住所及び氏名
住所 〇〇市△△町×-××-×
氏名 国税太郎

2 新築又は購入した家屋等に関する事項
居住開始年月日 平成29年10月31日
増改築等の費用の額 1,000,000

3 増改築等をした部分に係る事項
増改築等の費用の額 1,000,000

4 特定取得に係る事項
特定取得の金額 1,000,000

5 家屋や土地等の取得対価の額
取得対価の額 1,000,000

6 居住用部分の家屋又は土地等に係る住宅借入金等の年末残高
住宅借入金等の年末残高の合計額 1,000,000

7 特定増改築等に係る事項
高齢者等居住改修工事等に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除の適用を受ける場合に、あなた又は同居親族の方について該当する欄をチェックします。

8 (特定増改築等)住宅借入金等特別控除額
二面の該当する算式のうち、いずれかの算式により計算し、その番号を書きます。
⑦ 1,000,000

9 控除証明書の要否
平成30年分以後に年末調整でこの控除を受けるため、控除証明書の交付を受ける方は、右の「要する」の文字を○で囲んでください。

- 住宅の取得等に関し補助金等の交付を受ける場合や、「住宅取得等資金の贈与税の非課税」又は「住宅取得資金の贈与を受けた場合の相続税課税の特例」の適用を受けた場合には、『(付表1)補助金等の交付を受ける場合又は住宅取得等資金の贈与の特例を受けた場合の取得対価の額の計算明細書』を併せて使用します。
- また、連帯債務に係る住宅借入金等がある場合には、『(付表2)連帯債務がある場合の住宅借入金等の年末残高の計算明細書』を併せて使用します。
- 重複適用を受けられる方は、『住宅借入金等特別控除を受けられる方へ』を、震災特例法の重複適用の特例を受けられる方は、『東日本大震災により自己の所有する家屋が被害を受け居住の用に供することができなくなった場合に住宅借入金等特別控除等を受けられる方へ』をご覧ください。

確定申告書には、マイナンバー(個人番号)を記入する必要があります。『計算明細書』への記入は不要です。

確定申告書A
平成29年分 所得税及び復興特別所得税の確定申告書A

住所 〇〇市△△町×-××-×

氏名 国税太郎

収入金額等
給与 6,800,000
所得金額 4,920,000
所得から差し引かれる金額 2,508,484
雑損控除 146,600
合計 2,508,484

税
課税される所得金額 2,411,000
上の②に対する税額 143,600
配当控除 100,000
復興特別所得税額 915
所得税及び復興特別所得税の額 146,600
配偶者の合計所得金額 1,020,850

① 収入金額等
② 所得金額
③ 所得から差し引かれる金額
④ 雑損控除

- ① 収入金額等
- ② 所得金額
- ③ 所得から差し引かれる金額
- ④ 雑損控除

- ⑦ 赤字の場合は「0」と記入します。
- ④ 復興特別所得税額の記入をお忘れなく。

平成29年分 所得税の税額表 [求める税額=A×B-C]

①課税される所得金額	②所得税の税率	③控除額
1,000円から 1,949,000円まで	0.05 (5%)	0円
1,950,000円から 3,299,000円まで	0.1 (10%)	97,500円
3,300,000円から 6,949,000円まで	0.2 (20%)	427,500円
6,950,000円から 8,999,000円まで	0.23 (23%)	636,000円
9,000,000円から 17,999,000円まで	0.33 (33%)	1,536,000円
18,000,000円から 39,999,000円まで	0.4 (40%)	2,796,000円
40,000,000円以上	0.45 (45%)	4,796,000円

《計算例》 「課税される所得金額」が2,411,000円の場合の税額
2,411,000円×0.1-97,500円=143,600円

- ③欄には、「④の金額(基準所得税額)×2.1%」の金額を記入します。
《計算例》 ④の金額が43,600円の場合の復興特別所得税額
43,600円×0.021=915円
(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てます。)

平成29年分 所得税及び復興特別所得税の確定申告書A

住所 〇〇市△△町×-××-×

氏名 国税太郎

所得の内訳 (所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額)
給与 6,800,000
雑 146,600

所得の種類 収入金額 必要経費等
給与 6,800,000
雑 146,600

所得から差し引かれる金額に関する事項

所得の種類 収入金額 必要経費等
給与 6,800,000
雑 146,600

○ 住民税に関する事項
扶養親族の氏名 生年月日 別居の場合の住所
国税 梅子 子 平成16年10月20日 〇 給与から差引き
〇 自分で納付

○ 扶養控除額合計 146,600

○ 特別適用条文等 平成29年10月31日居住開始(特定)

- 居住開始年月日の頭部に、『計算明細書』の二面で「2」を選択した方は「特」を、「3」又は「4」を選択した方は「副」を、「5」を選択した方は「働」を、「6」を選択した方は「働」を、「7」を選択した方は「働」を、「8」を選択した方は「働」を付けて記入します。
- また、住宅の取得等が特定取得に該当する場合は、居住開始年月日の末尾に「(特定)」と記入します。

- 還付される税金の受取に当たって、振込みを希望する場合は次により記入します。
● 銀行等の場合は、銀行等の名称、預金種類(該当する預金種類(総合口座の場合には「普通」)に○印を付けます。)及び口座番号を記入します。
● ゆうちょ銀行の場合は、貯金総合通帳の記号番号のみを記入します。
〔他の金融機関との振込用の「店名(店番)」、「口座番号」は記入しないでください。また、記号部分と番号部分の間に「」の数字(通帳再発行時に表示される「-2」などの枝番)がある場合は、その数字を記入は不要です。〕
※ 預貯金口座の口座名義は、申告者ご本人の氏名のみをの口座をご利用ください。
預貯金口座の名義に、店名、事務所名などの名称(屋号)が含まれる場合や、名義が旧姓のままである場合には、振込みできないことがあります。
※ インターネットバンキングは、特定の銀行を除いて還付金の振込みはできませんので、振込みの可否については取引している銀行にお問合せください。
※ ゆうちょ銀行の各店舗又は郵便局窓口での受取を希望する場合は、受取を希望する郵便局名等を記入してください。
- 「16歳未満の扶養親族」欄には、扶養控除の対象とならない16歳未満の扶養親族がいる場合に、その扶養親族の氏名・続柄・生年月日・別居の場合の住所・マイナンバー(個人番号)を記入します。
- 「別居の控除対象配偶者・控除対象扶養親族の氏名・住所」欄には、控除対象配偶者・控除対象扶養親族のうち、別居している方の氏名と住所を記入します。
なお、還付申告の方で、申告する所得が年末調整を受けた給与所得のみの場合に、その別居している方の申告書第二表の②-④欄の記入を省略するときは、マイナンバー(個人番号)も記入します。
- 「配当に関する住民税の特例」欄には、「配当所得の金額(申告書第一表の③)」と「確定申告不要制度を選択した非上場株式の少額配当等」の合計金額を記入します。
- 「非居住者の特例」欄には、平成29年中の非居住者(国内に住所を有しない方をいいます。)であった期間内に生じた国内源泉所得の金額のうち所得税及び復興特別所得税で源泉分離課税の対象となった金額を記入します。

(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額は、『計算明細書』の二面の該当する算式のうちいずれかの算式により計算します。